

市川市スポーツ競技大会出場賞賜金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国又は千葉県等を代表して国際大会又は全国大会（以下「国際大会等」という。）のスポーツの公式競技大会に出場した選手又団体（以下「選手等」という。）の栄光を讃えるとともに、選手等の更なる飛躍への期待を込めて、当該選手等に対し、予算の範囲内において、スポーツ競技大会出場賞賜金（以下「賞賜金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 賞賜金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす選手等とする。

- (1) 市内に住所を有し、通学し、若しくは通勤する選手又は市内に活動拠点を有する団体
- (2) 国又は千葉県等の代表として、国際大会等に出場した選手等（国際大会等への出場に当たり、地方予選若しくは選考会（以下「地方予選等」という。）を経た選手等又は各種競技に係る全国的な組織若しくは千葉県の全域的な組織である協会、連盟等（以下「協会等」という。）による厳正な選考により推薦された選手等に限る。）

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、賞賜金は、次の各号のいずれかに該当する場合は交付しない。

- (1) プロ契約をしている選手である場合
- (2) インターネットを経由して開催される大会、かつ、同会場に集合して開催されない大会である場合

(交付額)

第4条 賞賜金の交付額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 国際大会に出場した場合 1人当たり3万円、団体競技又は個人競技における団体戦に出場した団体（以下「団体」という。）は1団体当たり上限30万円
- (2) 全国大会に出場した場合 1人当たり1万円、1団体当たり上限10万円

(交付の申請等)

第5条 賞賜金の交付を受けようとする選手等（以下「申請者」という。）は、市川市スポーツ競技大会出場賞賜金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する選手等であることを証する書類
- (2) 出場大会要項及び出場大会の結果の写し
- (3) 地方予選等の大会要項及び結果の写し又は協会等により推薦されたことを証する書類

- (4) 申請者が団体である場合にあっては、大会出場者名簿（様式第2号）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、次のいずれかに該当するものを行うものとする。
- (1) 選手本人又はその保護者
 - (2) 団体の代表者
 - (3) その他市長が適当と認めるもの
- 3 第1項の規定による申請は、国際大会等の開催期間の最終日の翌日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- 4 第1項の規定による申請は、一の年度につき2回まで行うことができる。
（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、賞賜金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査にあたり必要と認めるときは、前条第1項の規定による申請に係る関係書類の提出を申請者に求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により賞賜金を交付する旨の決定をしたときは、申請者が指定する金融機関の口座に賞賜金を振り込むものとする。また、このことをもって決定の通知に代えるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により賞賜金を交付しない旨の決定をしたときは、市川市スポーツ競技大会出場賞賜金不交付決定通知書（様式3号）により申請者に通知するものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、市長は、選手等が市に表敬訪問を行う場合にあっては、賞賜金を申請者の指定する金融機関の口座への振込みに代えて、現金により交付することができる。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、賞賜金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが判明した選手等又は偽りその他不正の手段により賞賜金の交付を受けた選手等に対し、交付した賞賜金の全部の返還を求めるものとする。

- 2 前項の規定による返還請求は、市川市スポーツ競技大会出場賞賜金返還請求書（様式第4号）により行うものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 賞賜金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。